



シンガポール経済再生のための施策

主任研究員 吉田 頼且

最近のシンガポールの経済成長は減速傾向である。2001年には、基幹産業である電子エレクトロニクス産業が米国のIT不況の影響を被り、2001年9月の米国テロ事件で世界経済が一段と悪化したことから、GDP伸び率が▲2%を記録した。2002年には、景気の回復を牽引していた情報、化学産業の伸びが鈍化し、政府はGDP伸び率見通しを当初の3~4%から2~3%に下方修正し、対外経済環境の悪化から景気のさらなる落ち込みの可能性を表明するなど、年度後半にかけて景気の減速傾向が強まった。2003年1月の政府発表によれば、2002年通年のGDP伸び率は2.2%であり、2003年のGDP伸び率は2%を見込んでいる。

政府は、経済回復のための施策として、2001年10月、経済再生のための委員会(Economic Review Committee-ERC)を組成した。官民双方のメンバーで構成されるERCは、従来の政府施策を見直したうえで、2002年4月の税制改革案を始めとする様々な分野での政策提言を行っている。政策提言を受けて、以下のような政策が実施されている。

・税制改革

政府は、2003年度より法人税を24.5%から22%へ引き下げて企業活動を側面支援することを決定した。一方、2003年初から消費税率を3%から5%へ引き上げる予定であったが、景気不振を反映して、2003年初4%、2004年初5%と2段階で引き上げることとした。

2003年1月、政府は、外資誘致の一環として、投資額の少ない中堅企業でも利用できる優遇税制を設けた。一定の条件を満たせば通常22%の法人税率を15%に引き下げる。大企業向けの外資優遇策も利用しやすくした。これまで「製造拠点」、「ビジネス拠点」等産業・事業別に区別していた資格を「国際統括拠点」に一本化し、税制面の優遇措置を受けにくかった小売業や娯楽産業も取り込む狙いである。優遇の内容は個別に決めるが、5年から20年に亘り、中堅企業向けより一段と低い法人税率を適用する。

・民間起業の振興

ERCは、2002年6月、政府系企業に対する政府出資比率を削減し、経済活動の担い

手を民間企業に移す必要があると提言した。シンガポールでは有力企業はすべて政府系で、政府系企業が GDP の約 13% を占める。従来政府系企業を核に高い経済成長を志向してきたが、今後産業政策を転換させる可能性が高い。

2003 年 2 月、政府は民間の起業を高めアントレプレナーシップを促進させるための担当閣僚を任命するとの方針を発表した。

・ CPF 運用規定の改正

中央厚生年金基金(Central Provident Fund-CPF)の運用は従来シンガポールドル建てに限定されていたが、ERC の提言を受けて、2002 年 8 月、外貨建てファンドにも投資できるように規定が改正され、資産運用の多様化と効率化が図られることとなった。

・ 新産業の育成

ERC は、2003 年 2 月に発表した最終報告書において、持続的成長に必要な新産業として、ナノテクノロジーや、マイクロ電子工学産業をあげている。

政府は、ERC 活動と並行して、経済の再活性化に向けた取組みとして、バイオケミカルなど知識集約型産業の育成、中国との経済関係強化、通貨の非国際化政策緩和を始めとする金融自由化の促進や債券市場の育成強化、米国を始めとする貿易相手国との二国間自由貿易協定(FTA)締結の推進等を掲げ、そのための施策を実施している。

2003 年の経済成長率は、重症急性呼吸器症候群(SARS)の流行による観光収入減少等により、当初予想(2%)よりも落ち込むと見込まれる。しかし、中期的には、官民一体となった経済再生のための取組みにより、シンガポール経済活性化の実現が期待されよう。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2003 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話 : 03-3245-6934 (代) ファックス : 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>